

○厚生労働省告示第百三十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三第一項第二号口の規定に基づき、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種	医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三第一項第二号口に規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。
一五（略）	一五（略）